

議案第 42 号

北栄町在宅育児世帯支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町在宅育児世帯支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

令和8年7月28日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

別紙のとおり

北栄町告示第 号

北栄町在宅育児世帯支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

第1条 北栄町在宅育児世帯支援事業実施要綱(平成29年北栄町告示第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給付の申請) 第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、北栄町在宅育児世帯支援事業給付金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、支給対象者となった日から起算して2か月以内に町長に提出しなければならない。 <u>(1)及び(2)</u> 略 (支給の決定) 第6条 略 2 略 3 第1項による支給対象となる期間の決定は、乳幼児を家庭で子育てする期間の間で行うことができる。ただし、<u>前条</u>に定める期間に申請を行わず、それ以降に行った場合は、申請の日の属する月の初日から1歳6か月に到達する日までの間において支給対象期間の決定を行うことができる。 (届出) 第8条 受給者は、<u>第3条第1号</u>又は	(給付の申請) 第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、北栄町在宅育児世帯支援事業給付金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、支給対象者となった日から起算して2か月以内に町長に提出しなければならない。 <u>(1) 父母及び乳幼児の健康保険証の写し</u> <u>(2)及び(3)</u> 略 (支給の決定) 第6条 略 2 略 3 第1項による支給対象となる期間の決定は、乳幼児を家庭で子育てする期間の間で行うことができる。ただし、<u>第5条第1項</u>に定める期間に申請を行わず、それ以降に行った場合は、申請の日の属する月の初日から1歳6か月に到達する日までの間において支給対象期間の決定を行うことができる。 (届出) 第8条 受給者は、<u>第3条第1項第1</u>

第 2 号の要件を満たさなくなったときは、北栄町在宅育児世帯支援事業給付金支給事由消滅届(様式第 3 号)を速やかに町長に提出しなければならない。

号又は第 2 号の要件を満たさなくなったときは、北栄町在宅育児世帯支援事業給付金支給事由消滅届(様式第 3 号)を速やかに町長に提出しなければならない。

第 2 条 北栄町在宅育児世帯支援事業実施要綱の一部を次のように改正する。
様式第 1 号を次のように改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

北栄町在宅育児世帯支援事業給付金支給申請書

年 月 日

北栄町長様

申請者 住所 北栄町
氏名 印
連絡先 - -

北栄町在宅育児世帯支援事業実施要綱第3条に規定する家庭で乳幼児の監護をしているため、第5条の規定に基づき下記のとおり支給を受けたく申請します。

記

1 申請者及び家族の状況

	氏 名	生年月日	勤務先名	勤務先電話
申請者				
配偶者				

支給事由 児 童	氏 名	性別	生年月日	月 齢
	(ふりがな)	男・女		か月

2 添付書類

~~＝(1) 父母及び乳幼児の健康保険証の写＝~~
~~＝(2) (1) 乳幼児との続柄が住民基本台帳で確認できない場合、確認できるもの（父又は母の戸籍謄本等）＝~~
~~＝(3) (2) 育児休業に係る給付を受ける期間が終了したことを証するもの＝~~

3 同意確認

- ☐ 支給事由児童について、満1歳6か月到達月までの間に保育所、幼稚園、託児施設など保育施設に預けることとなった時は、速やかに支給停止の手続きをします。
- ☐ 支給に必要な住民登録状況、所得、町税等納付状況等に関して、公簿あるいは実態調査等で確認をされることに同意します。
- ☐ 職業安定所、共済組合等、育児休業給付金等の支払い関係機関に対し、町担当職員から給付状況等の照会、確認をすることに同意、了承します。
- ☐ 所得税法上の「雑所得」として課税対象となること、また所得状況によっては確定申告が必要となることを了承します。

年 月 日 申請者氏名 印
年 月 日 配偶者氏名 印

4 口座振替依頼書

この給付金は下記指定の預金口座へ振込み願います。					
北栄町長様			申請者氏名 印		
金融機関名		支店名		種別	普・当・他
口座番号				名義人姓	
事務処理欄					
支給期間	年 月 日～ 年 月 日			支給額計	円
備 考					